

# JIFF アクセシビリティ補助制度 補助金交付要項

## 1. 趣旨

本要項は、一般社団法人日本障がい者サッカー連盟（以下「本連盟」という）が、各種サッカーに関する知識や技能を向上させるための講習会、研修会およびセミナー等（以下、「講習会等」という）に障がい者が参加する際に必要なアクセシビリティ対応に掛かる費用を補填する補助金（以下「補助金」という）を交付するため、必要な事項を定めるものである。

## 2. 目的

補助金は、講習会等における障がい者へのアクセシビリティ対応を可能にし、平等に講習会等へ参加できるようにすることを目的に交付するものである。

## 3. 期間

本要項は当該年度における補助金の交付について定める。なお「年度」とは当該年4月1日から翌年3月31日を指すものとする。

## 4. 補助金を申請できる団体

補助金を申請できる団体（以下「申請団体」という）は、公益財団法人日本サッカー協会およびその加盟団体ならびに本連盟の社員である団体とする。

## 5. 補助金対象となる事業

補助金の対象となる事業は、申請団体が主催する指導者および審判員の養成ならびにスポーツマネジメントに関わる講習会・研修会・セミナー等（以下「講習会等」という）とする。

## 6. 補助金対象となる経費

補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は障がい者が講習会等へ参加する際に必要な以下のアクセシビリティ対応とし、当該年度の4月から翌年3月末までに実施した事業に関わる支出とする。

### 補助対象経費

- ・手話通訳料および手話通訳者の交通費（聴覚障がい者対応）
- ・簡易スロープのレンタルおよび郵送費（車椅子利用者対応）
- ・人的サポートで対応する場合の追加スタッフ人件費（視覚障がい者対応、車椅子利用者対応等）
- ・その他、本連盟が必要と認めたもの

## 7. 申請・報告の手続き

各年度における補助金の申請・報告は、別途定める「JIFFアクセシビリティ補助制度 申請・報告の手引き」に基づき行うものとする。

## 8. 補助金の決定

補助金の総額は、当該年度開始前に本連盟の理事会（以下、「理事会」という）が決定し、各申請に対する個別の補助金額は規定に基づき事務局が決定する。

## 9. 補助金の上限額

申請された1事業に対する1日当たりの補助金の上限は以下とする。

内容	補助金上限額
手話通訳料および手話通訳者の交通費	40,000 円/1 日 ※1日1名当たりの上限額は20,000 円
簡易スロープのレンタルおよび郵送費	15,000 円/1 回
人的サポートで対応する場合の追加スタッフ人件費	20,000 円/1 日 ※1日1名当たりの上限額は10,000 円
その他、本連盟が必要と認めたもの	応相談

## 10. 受付の終了

原則として、同一年度内に交付される補助金の合計額が、当該年度の補助金総額を上回ると判明した時点で申請の受付は終了するものとする。

## 11. 補助金の使用

交付された補助金は、申請団体の善良な管理者の注意をもって使用されなければならない。本要項の目的外の使用をしてはならない。また、補助金によって支出された謝金等の報酬の全部あるいは一部を受給者から寄附させてはならない。

## 12. 調査等

申請団体は、補助金交付の条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助金を管理しなければならない。事務局は、補助金の執行の適正を期するために必要と認めるときは、申請団体もしくは申請団体が行う事業に協力する者に対し報告をさせ、または申請団体の事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対し質問することがある。

## 13. 罰則

本要項または別に定める補助金に関する規定に反する事実が判明した場合は、当該申請団体は補助金を返金しなければならない。また翌年度の補助金が支給されないことがある。

## 14. 補助金の経理（証拠書類保存期間）

申請団体は、補助対象経費の支出を証する書類を整理して収支簿とともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了日の翌日から10年間保存しなくてはならない。

## 15. その他

本要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。本要項の改正は理事会の決議に基づきこれを行う。

**附則** この要項は、2025年4月1日から施行する。